

「水産法学」に関する研究教育の一例

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 水産大学校 公開日: 2024-10-11 キーワード (Ja): キーワード (En): marine fisheries; fishery regulations; fishery policy; fishery dispute 作成者: 最首, 太郎 メールアドレス: 所属:
URL	https://fra.repo.nii.ac.jp/records/2011861

This work is licensed under a Creative Commons Attribution 4.0 International License.



「水産法学」に関する研究教育の一例

最首太郎

What is “Jurisprudence of Fisheries” ?

Taro Saishu

“Jurisprudence of Fisheries” is a newly-coined term that represents a course offered by National University of Fisheries. In terms of contents, this course consists of two parts : Part 1 deals with national legislation on fisheries, and Part 2 with international regulations on marine fisheries. However, it is undeniable that the term “Jurisprudence of Fisheries” is somewhat ambiguous in meaning, not to mention that there is no such academic discipline as corresponds to the term. Nevertheless, in view of the fact that this course is actually being lectured and researched at universities, I think it is imperative to define the term as clearly as possible. Therefore, in this paper I will explore the concept of “Jurisprudence of Fisheries”, both as a course and as a research subject. This paper is composed of three main parts: in Part 1, I will consider the definition of the term; in Part 2, I will suggest what should be taught in the course; in Part 3, I will discuss the possibility of “Jurisprudence of Fisheries” as a research subject.

Key words : Marine Fisheries, Fishery Regulations, Fishery Policy, Fishery Dispute

はじめに

「水産法学」という用語は、例えば、水産大学校において「水産法律学」という科目名称や、後にみる類似学科目の総称として用いられている。本校における現行カリキュラム上、「水産法律学」は水産業に関する国内法制度を主な内容とする「水産法律学Ⅰ」と、海洋法の中でも国際的漁業規制もしくは漁業紛争を内容とする「水産法律学Ⅱ」に分けられている。同様の科目名称は他の水産専門学部、学科におけるカリキュラムにも見受けられる^{注1)}。そもそも、自然科学系の学問体系としての水産学自体の中に、「水産法学」という独立した学問体系は存在しない。その一方で、学科目の名称の一つとして設定されているこの「水産法学」という概念は、その内容として、例えば、水産資源の持続的利用やその保護を目的とした漁業活動の規制や海洋の利用・管理をあげている。それゆえ、この概念は多義的であり、教授する内容として曖昧な部分を残している。そこで、大学教育における学科目としての「水産法律学」

とは何を教育の対象とし、何を目的とするのか^{注2)}、さらに、研究の対象としてはどのようなものが考えられるのか^{注3)}を明確にすることを本稿の目的とする。

水産法学の概念定義

学科目の一つとして授業を行なう上で、「水産法学^{注4)}」という用語の概念定義が必要であろう。「水産法学」を水産業を規制するための法規範の総体として定義した場合に、具体的にその中に含まれる個々の規範とはどのようなものを指すのであろうか。この問題について、水産小六法¹⁾に記載されているものをあげると、以下のようなものがあげられる。

標記小六法では、漁業制度・水産資源保護に関する法律として、漁業法、海洋生物資源の保護及び管理に関する法律、水産資源保護法、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律等があげられている。それ以外で

は、水産振興・流通篇では、沿岸漁業等に関する資金助成に関する法律。水産業団体・金融篇では、水産業協同組合法等。災害・保険篇では、災害対策基本法等。漁船・船員篇では、漁船法。漁港・海岸・地域振興篇では、漁港漁場整備法等。環境篇では、環境基本法等。これら以外にも組織独立行政法人篇、その他法令篇、さらに、条約篇として、海洋法に関する国際連合条約や大韓民国、中国、旧ソ連邦との間で締結された2国間漁業条約等があげられている。

これらを大別すると、広く水産業に係わる国内法と、海洋の生物資源の規制に関する国際法・海洋法とに2分できる。後者については、さらに多数国間条約と2国間条約とに分けることができるであろう。

規範の類型とその相互関係

何をもって「水産法学」の対象としての「水産法律」とみなすか、という選択に際して、国際的規範と国内的規範との分類とそれらの相互関係の観点からの選択に加えて、法の政策実現機能から考察する必要がある。

政策立法の観点からの選択

「水産法律」を字義どおり「水産」を法的に規制する規範とした場合、何を目的として、どのように、ということが問われる。前者に関しては漁業制度水産資源保護から水産振興流通、水産団体金融等各遍ごとに分類されているが、この国内法規範としての水産法律を水産業という産業を規制する法律と定義した場合、水産業の何を、すなわち、漁獲から水産物の流通、消費にいたるどの部分を規制対象とする法規範なのか問題である。この問題に関して、政策立法論^{注5)}の観点からの取捨が可能であろう。すなわち、日本国内における水産業・漁業のかかえる問題とは何か。この問題解決のためにどのような政策が執られうるか。その実施のための法的措置とは何か。この問題には、政策立法の観点から検討してみよう。

日本の水産政策はこれまで、昭和38年に制定された沿岸漁業振興法に従って実施されてきた。しかしながら、国内外の社会状況の変化に応じて水産関連政策も見直しが求められ新法として水産基本法が制定されるに至った。そのような変化の背景要因として、①国連海洋法条約の発効に伴う、新たな国際海洋秩序の導入、②漁業生産の減少と自給率の低下、③漁業者の減少と高齢化があげられている²⁾。このような問題解決のために、水産基本法に基づき^{3)注6)}、5年毎に「水産基本計画」を策定し、具体的に施策を実施

してゆくことになる。この場合、水産基本法の示す施策に応じて法制度が改正され整備されることになる。そのような改正がもたらされた関連する国内法制度として、漁業法、水産資源の保存及び管理に関する法律、漁船法、漁港法等があげられる⁴⁾。

国際規範としての水産・漁業関連法規範

国内関連法令の場合と同様に、漁業に関する規範を既存の条約集⁵⁾から検索してみる。全体の構成項目は以下のとおり。全海洋漁業関連／さけ・ます関係／捕鯨関係／底びき網漁業関係／まぐろ漁業関係／南極関係／環境関係／二国間協定。海洋漁業が海洋の利用形態の一つであるとするならば、この分野での関連する国際的規範としては、まず国連海洋法条約(UNCLOS)^{注7)}があげられるであろう。さらに、国連の公海漁業実施協定^{注8)}もこれに附随する。そのうえで、UNCLOSの中で魚種別規制の規定に基づいて、地域的国際協定としていくつかのマグロ類の保存条約^{注9)}があげられる。とりわけこの問題は近年ミナミマグロ事件を経験して日本にとっても重要な検討課題となった。加えて、日本を一方当事国とする2国間漁業協定^{注10)}も対象に含まれる。

国際規範と国内法規範との関連からの選択

国際条約の国内的実施に関して、一般に、日本が国際条約を締結した場合、日本は実施のために新たな立法措置を執ったり、既存の国内法を改正したりすることになる。「国連海洋法条約関連水産関係法令集」一。1996年6月日本も国連海洋法条約の批准が承認され、7月20日から同条約は日本について発効した。これに伴い、同条約を施行するため国内法が整備された。ここに、海洋基本法^{6)注11)}という概念が登場することになる。この考え方によれば、関連国内法規範を中心と関連とに分けることができる⁷⁾。

法体系化における中心と周辺の違いに則していえば、例えば、法が独自の分野として規制すべき分野は資源の管理水域の設定等であるという考え方から、海区の区分に関して排他的経済水域設定に関する法律は中心。資源管理に関して漁業法の改定は中心であり、インフラの整備に伴う漁港法の改定等は周辺となる。流通、衛生等に関する分野は既存のより一般的な法制度の適用が期待できることから、水産経営流通に関する法令として水産振興関係法、水産金融関係法、水産物流関係法等は周辺として位置付けられる。

海洋法整備のための管理区域の設定においては、領海法

の一部改正により接続水域を設定し、直線基線を採用する。これに附随して、海上保安庁法の一部改正がなされる。また、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律が新たに整備されることにより、排他的経済水域が設定され、大陸棚に関する規定が設けられる。これにしたがって、排他的経済水域における漁業等に関する管轄権の行使等に関する法律と海洋生物資源の保存及び管理に関する法律が制定される。さらに、UNCLOSに規定される海洋環境の保護及び保全義務の導入により、水産資源保護法の一部改正、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正、原子炉等規制法及び放射線障害防止法の一部改正がもたらされる⁸⁾。

上記の場合、個々の法令の制定とそれが担う機能は、次のようなものであろう。

- ・排他的経済水域および大陸棚に関する法律によるEEZの設定と大陸棚の範囲の確定。
- ・排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律による排他的経済水域における外国人の漁業等の規制。
- ・海洋生物資源の保存及び管理に関する法律による漁業管理制度に加えて、新たに漁獲可能量TAC制度の導入。
- ・水産資源保護法の一部改正による増養殖用種苗の輸入に関する許可制の導入し、水産種苗の輸入防疫体制の整備。

水産法学の教育

海洋・水産系の大学において、「水産法律学」として教える内容には、なにが求められているであろうか。本務先でのシラバスを例にとりて教育内容を例示することとする。本務先では、前述の分類にしたがって、水産業・漁業に関する国内法制度に関するものを「水産法律学Ⅰ」、海洋法の中でも漁業資源の保全、利用に関するものを「水産法律学Ⅱ」として、それぞれ前期もしくは後期の半期90分×15回2単位としている。

シラバスにみる教育内容

○「水産法律学Ⅰ」の場合

(授業概要)

従来の我が国の水産政策や漁業に関する国内法制度が国内外の社会変化にともない変化を余儀なくされてきたことを認識する。とりわけ「国連海洋法条約」の発効を契機として策定された「水産基本法」にみる基本理念ならびに関連法制度を学習し、このような変化をもたらした背景要因

との関連性、あるいは現状における問題とそれらへの対応について講義する。

(授業の目的)

国内外の社会変化に伴う我が国の水産政策や漁業関連国内外の法制度の変化に関連して、水産関連の政策理念や漁業法等の漁業活動規制に関連する主要な法制度ならびに法体系について学習理解し、水産分野における実態、水産政策の現状と方向性等を的確に把握する。さらに、このような関連分野における国内外の情勢に関する高度な知識に基づき水産行政、地域漁業運営に貢献できる人材の育成に寄与することを目標とする。

(授業計画内容) ー以下の内容を15回分の講義ノートに配分して行なうー

- ・ガイダンス／国内法制度としての「水産法律学」の定義
- ・水産政策と政策立法／漁業水産業関連の国内外の社会情勢の変化と水産政策、法制度の変化について理解する。
- ・水産関連法制の変化として、「水産基本法」の成立について理解する。
- ・水産基本法の成立／「水産基本計画」に伴う「水産基本法」の制定その意義について理解する。
- ・政策の実施と関連法制度1／「水産基本法」の実施に伴う漁業法、海洋生物資源保存および管理に関する法律等国内法制の改正について学習し、法制度の変化について理解する。水産基本法に関して、とりわけ水産資源の保全と持続的利用に関する原則に則してその概要を学習する。
- ・政策の実施と関連法制度2／既存の法体系として漁業法や水産資源保護法の一部改正、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」等、関連分野の主要な国内法制度に関して、その適用範囲、漁業権等の制度論等についてわが国の漁業管理制度の概要を学習することにより、資源保存管理、ならびに漁業権管理の適正化について理解する。
- ・国際規範の国内的実施／国連海洋条約の批准と漁業関連国内法制について、国連海洋法条約の国内的実施と国内法の整備の観点から学習する。
- ・水域の区分と国家の管轄権 領海及び接続水域の設定等について理解する。実施義務に伴い成立した海洋基本法における漁業関連分野に関する制度 排他的経済水域の設定と排他的経済水域制度による資源開発に関する規制 大陸棚の規定
- ・国内法制度における最適利用原則、余剰分の原則等について学習する。外国人漁業に対する許可制、漁獲可能量

(TAC制度)の設定, 漁獲努力量管理制度(TAE)の創設 国内法制度実施上の問題点について理解する。

- ・まとめ
- ・定期試験
- (授業評価)

平成15年から毎年30名から80名程度の受講学生を対象に行なわれてきた「学生による授業評価」では、平均すると5段階で3.8程度の評価を受けてきた。手続法が主体となる国内法制度では水産業という産業に対して国内の法政策がどのように影響を与えているのかということを理解することが明確でないことを反映しているのかもしれない。

○「水産法律学Ⅱ」の場合 (授業の概要)

海洋の国際法の観点から、国家の立法政策と海洋国際法との関係から、海洋の利用に関する包括的国際的ルールとしての国連海洋法条約に基づき、漁業に関する国際的規制あるいは関連する国際関係を学ぶ。さらに、生物資源にかかわる法制度から国際漁業に関する法規範として、「漁業の国際法(International Law of Fisheries)」の概念に関して認識をもつようになり、この概念が国内の水産政策にどのように反映されているかについて学習する。

(授業の目標)

国連海洋法条約(UNCLOS)等の国際法規範に基づく、関連する分野における制度の存在と意義について認識を深め、生物資源利用としての漁業活動の国際的規制と国内的法制度による実施について理解する。さらに、国際的漁業活動に関連する資源の保全、利用等について自分なりの問題意識や見識をもつようになる。

(授業計画内容)ー以下の内容を15回分の講義ノートに配分して行なうー

- ・ガイダンス／立法政策論とは何かについて理解する。
- ・海洋の国際的規制に関して、歴史的背景を年表に基づいて学ぶ。
- ・海洋の国際的規制に関して、領海・公海の2元論の観点から国家の管轄権について理解するとともに、公海に関しては「公海自由の原則」について学ぶ。
- ・国連海洋法条約とは何か、その意義について理解する。
- ・水域別規制／国連海洋法条約による規制に関して、排他的経済水域(EEZ)等水域別規制のための法制度について学習する。とりわけ、漁業活動に関する水域別規制に関して、EEZ内における沿岸国の権利義務について学ぶ。
- ・魚種別規制／漁業活動に関する魚種別規制に関して高度

回遊性魚種, ストラドリリング魚種, 遡河性魚種, 降河性魚種等に関する条文解釈から学び、資源保全と利用に関する原則を理解する。

- ・日本と「漁業の国際法(International Law of Fisheries)」
- 日本を当事国とする2国間条約から漁業に関するバイラテラルな国際関係を学ぶ。日本を紛争当事国とする国際漁業紛争の例として「みなみマグロ事件」について検討することにより、公海漁業活動に関する国際的ルールと規制の実際上の問題点について理解する。

- ・まとめ
- ・定期試験
- (授業評価)

平成15年から毎年40名から100名程度の受講学生を対象に行なわれてきた「学生による授業評価」では、平均すると5段階で4を超す評価を受けてきた。全般的に受講者の理解度は高いと思われる。とりわけ、海面利用、遠洋操業に関心がある本学海洋生産管理学科の学生の、UNCLOSが規定するEEZ制度や二国間漁業協定、さらに近年のマグロに関連する国際紛争についての高い関心が高い授業評価につながったのだと思われる。

教育目標

水産業に貢献する人材の育成とは具体的に何を意味するのであろうか。この問いに対する端的な解答は、受講者卒業生の水産業界への就職を意味するであろう。さらに、具体的には、国家・地方公務員の水産区分(水産技術職員等)での採用につながることであろう。それでは、「水産法学」は水産職での公務員試験対策に直接的に貢献できるであろうか。水産学は自然科学系の学問分野としての農学の系統の中に位置付けられており、大学で講義される水産専門科目も当然そのようなものである。そのような教育を受けた受講者が試験対策に臨むに際して「水産法学」が担うことができる余地はせいぜい一般教養の法学系問題や、水産分野で用いられる法的用語の解説程度であろう¹²⁾。

また、水産専門の単科大学における専門科目としての「水産法学」に対して、教育内容に対する要求の内容も異なる。これは、水産学の専門分野も複数の分野に分かれ、それぞれに応じて「水産法学」に対する見方が異なるためであろう。例えば、船舶の航行等海洋の利用を水産専門として学ぶ学生には、排他的経済水域や領海、公海といった概念を学ぶことは必須であろう。他方で、養殖等バイオテクノロジーに関する分野を水産専門とする学生には、前述の公務員試験の一般教養問題あるいは時事問題対策上の必

要性で十分であろう。

参考文献

水産法学の研究の方向性

冒頭に述べたように、「水産法律学」という用語は学科目の名称であって、それ自体が独自の研究分野ではありえない。それゆえ、学際的 (interdisciplinary) 研究として、水産学と個々の法学・法律学の分野との間で研究対象を模索することになる。この場合、前述のような漁業法等の手続法の総体を研究対象とする場合、国内法制度に関しては、著作としては漁業法等の法令解説書^{9)~12)}はいくつか見受けられるがそれ以上の学術的業績とよべるものは必ずしも見当たらない。

他方で、国際法・海洋法の観点から、海洋法の中でも生物資源の保全利用を研究対象とするこの分野へのアプローチはいくつか見いだされる^{13)~16)}。中でも、William T. Burke の「漁業の国際法 (International Law of Fisheries)^{17) 18)}」はこの分野の個々のルールを体系化してみせることで一つの解答を与えている。

このような研究背景から、これらの先行研究に基づいて、個々の国内的な手続法に規定される制度論を検証してゆくというのが研究方法の選択肢の1つであろう。この場合、研究課題を設定するうえで考え方の基準の一つは国家の管轄権であろう。例えば、国家の管轄権の及ぶ範囲での海洋生物の保存利用のための管理手段としての法制度の研究。この分野では、海洋法の観点から既に、排他的経済水域制度を対象にした先行研究が存在する^{18)~20)}。また、逆に、国家の管轄権の及ばない範囲での、したがって、公海における生物資源の保存利用に関する研究²¹⁾。この点に敷衍すれば、例えば、ミナミマグロ事件をめぐる紛争の紹介も研究対象に含まれるであろう²¹⁾。

また、漁業に関する国際的規範と国内的法制度の接点に研究課題を求めるならば、海洋法の国内的実施措置に関する問題の一つとして、外国違法操業船舶とその取締の問題²²⁾があげられるであろう。

このように、水産法学に関しては個々に研究課題を求めてゆく一方で、その学際的研究分野の不確定性から独自の研究分野として体系化できるかという問題は残される。いずれにせよ、国内法としては手続法の総体とその規制目的としていかなる実体的な価値—例えば環境の保全や資源の保護と利用—をもつのかが問われることになると思われる。

- 1) 水産法令研究会 (監修): 水産小六法 (平成18年度改訂版). 時事通信社, 東京 (2006)
- 2) 水産庁: 水産基本法のあらまし, 31 Mar. 2007
<<http://www.jfa.maff.go.jp/sinseisaku/kihonhou/index.html/>>
- 3) 水産庁企画課 (監修): 水産基本法関係法令集. 成山堂, 東京, 8 (2002)
- 4) 水産庁: 「水産基本法関連法の概要」, 31 Mar. 2007
<<http://www.jfa.maff.go.jp/sinseisaku/kihonhou/gaiyo.html>>
- 5) 水産庁 (監修): 漁業に関する国際条約集 (平成11年版). 新水産新聞社, 東京 (2000)
- 6) この分野での参照資料としては以下のとおり。
 - ・国連海洋法条約関連水産関係法令研究会 (編): 国連海洋法条約関連水産関係法令集. 地球社, 東京 (1998)
 - ・水産庁漁政部企画課 (監修). 海洋法令研究会 (編): 国連海洋法条約関連水産関係法令集の解説. 大成出版社, 東京 (1997)
 - ・海洋基本法研究会 (監修): 海洋基本法の解説—国連海洋法条約および関係基本法について—. 国政情報センター, 東京 (1998)
 - ・水産庁漁政部企画課 (監修): 水産基本法関係法令集. 成山堂書店, 東京 (2002)
- 7) 国連海洋法条約関連水産関係法令研究会 (編): 国連海洋法条約関連水産関係法令集. 地球社, 東京, 164 (1998)
- 8) 国連海洋法条約関連水産関係法令研究会 (編): 国連海洋法条約関連水産関係法令集. 地球社, 東京, 164-166
- 9) 金田貞之: 新編 漁業法のここが知りたい. 成山堂書店, 東京 (2003)
- 10) 漁業法研究会: 逐条解説漁業法. 時事通信社, 東京 (2006)
- 11) 平林平治, 浜本幸生: 水協法・漁業法の解説. 漁協経営センター出版部, 東京 (2003) 等。
- 12) 金田貞之: 漁業関係判例総覧. 大成出版社, 東京 (1980)
- 13) Vicuna FO: “The Changing International Law of High Seas Fisheries”, Cambridge University Press, London (1999)

- 14) Hey E(ed): “Developments in International Fisheries Law”, Kluwer Law International, The Hague, London, Boston (1999)
- 15) Stokke OS(ed): “Governing High Seas Fisheries—The Interplay of Global and Regional Regimes—”, Oxford University Press, Oxford (2000)
- 16) Ebbin SA et al(ed): A Sea Change: The Exclusive Economic Zone and Governance Institutions for Living Marine Resources. Springer, Dordrecht (2005)
- 17) Burke WT: 海洋法と漁業—1982国連海洋法条約とその後—(篠原孝監修), 新水産新聞社, 東京 (1996): The New International Law of Fisheries—UNCLOS 1982 and Beyond—. Clarendon Press, Oxford (1994)
なお、本書は以下のような邦訳書がある。ウィリアム・T. バーク著 篠原孝監修: 海洋法と漁業—1982国連海洋法条約とその後—. 新水産新聞社, 東京 (1996)
- 18) 山本草二: V 漁業・生物資源の配分は正。In: 海洋法。三省堂, 東京, 158-187 (1992)
- 19) 水上千之: 日本と海洋法。有信堂, 東京 (1995) 中でも, 第2章 漁業水域, 第4章 南太平洋の漁業問題, 第5章 北太平洋の漁業問題の論考。
- 20) 水上千之: 海洋生物資源の保存と管理。In: 日本と国際法の100年 第3巻 海。国際法学会編, 三省堂, 110-135 (2001)
- 21) 兼原信克: みなみまぐろ事件について。国際法外交雑誌, 100(3), 1-44 (2001)
- 22) 水産庁資源管理部国際課(編): 最近の漁業をめぐる国際情勢について。水産庁, 東京 (2003)

注

- 注1) 同様の学科目名称は鹿児島大学, 東京海洋大学, 北海道大学等水産学部をもつ大学において, 「水産法学論」等の名称で開講されている。
- 注2) 学士の学位が発行できる大学教育と, 「講習所」等の職員の研修機関等における研修教育のあり方は必然的に区別されうる。
- 注3) 研究の対象についても教育のあり方と同様に, 大学教育への反映を考慮に入れるべきであろう。
- 注4) 「水産法律学」という用語を狭義に解釈するならば, 水産に係わる国会における制定法ということになるが, ここでは学科目の名称としての「水産法学論」等における「水産法学」をも含めた概念とする。

注5) 立法措置を執ることで一定の政策実現を目指すこと。

注6) 「基本法」の性格として, 「一般に「基本法」は, 特定の政策分野についての政策の理念や施策の基本方向を規定する法律として制定されるものである。その方向付けにそった施策の具体化は, 別の立法, 予算措置等に委ねられるものである。したがって, 「基本法」は, いわば特定政策分野における個別法の上に位置付けられ, 政策全般のあり方を大枠で規定し, 個別の立法, 予算措置等による施策の実施を一定方向に誘導する機能を有するものであり, 今回の水産基本法の制定の際においても, その理念を具体化させるため, 漁業法, 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律, 漁港法等の改正が同時に行なわれている。」

注7) 海洋法に関する国際連合条約 (United Nations Convention on the Law of the Sea: UNCLOS). 1994年に発効し, 日本は1983年に署名, 1996年6月に批准書を寄託し締約国となった。これは海洋に関する包括的な国際条約であり, とりわけ, その第5部 (55条~75条) において「排他的経済水域」が規定されており, この規定により, 沿岸国は200カイリ内において排他的経済水域を設定することができ, その水域内において資源 (生物資源, 非生物資源) について主権的権利を行使することができる。それゆえ, 以来, 200カイリ以内の漁業活動も必然的にこの排他的経済水域制度に規定されることになった。

注8) 「分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源 (ストラドリング魚類資源) 及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定 (Agreement for the Implementation of the Provisions of the United Nations Convention on the Law of the Sea of 10 December 1982 relating to the Conservation and Management of Straddling Fish Stocks and Highly Migratory Fish Stocks)」

注9) 公海における, 高度回遊性魚種としてのマグロ類の資源としての利用と保全を目的として締結された条約。いずれも日本は条約締約国。まぐろ漁業関係としては以下のような地域協定が存在する。

- ・大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約 (ICCAT)
- ・全米熱帯まぐろ類条約 (IATTC)

- ・みなみまぐろの保存のための条約（CCSBT）
- ・インド洋まぐろ類委員会設立協定（IOTC）
- ・地中海漁業一般委員会協定（GFCM）等

注10) 政府間協定は日露、日韓、日中等全部で15を数える。これらとは別に民間協定は平成14年の段階で18を数える²²⁾。中でも、UNCLOS発効以後の200カイリEEZの設定に伴い、前述の3カ国との漁業関係は重要なものとなっており、その意味でも上記3カ国との2国間漁業協定の解説は授業内容に取り入れている。

注11) 「海洋基本法」は、UNCLOSに基づき海洋の総合管理を目的として、本年（平成19年）4月20日に国会において可決成立し、27日に公布された法律。同法は東シナ海で進められている中国の石油、ガス開発等を背景として、日本の海洋資源の確保に重点がおかれている。これ以前より、一般に、国連海洋法条約の発効に伴い、その国内的実施のために新たに制定された法令として、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、水産資源保護法の一部改正の3つ、もしくはこれらに排他的経済水域の設定に関する法律を加えて4つをさす場合もある。

注12) 実際に過去の試験問題を「水産法律学」との関連性の観点から分析したうえで、その傾向と対策を授業内容に反映させるのが最良の方策であろうが、目下のところ、他の公務員試験の場合とは異なり、水産

区分のそれは必ずしもすべて入手できるわけではない。情報公開法に基づいて請求するしかない。今後、この分野での検討は何らかのかたちでアプローチしてみたい。

注13) 本書は全体を以下のような8章で構成されている。
第1章 国家の管轄権拡大の経緯／第2章 沿岸魚種／第3章 公海漁業／第4章 湖河性魚種／第5章 高度回遊性魚種／第6章 海産哺乳類／第7章 取締り／第8章 結論

魚種ごとに海面漁業の問題点を指摘し、国際海洋法の観点から議論している。この分野では、William T. Burkeの「漁業の国際法（“International Law of Fisheries”）」の考え方は秀逸である。

注14) 平成14年に水産基本法に基づいて閣議決定された水産基本計画も昨平成18年に見直し作業がなされた。そこでは、見直しの視点として、公海資源を含む水産資源の回復と管理の取組みの強化があげられている。その意味でもこの分野の研究は政策目的とも合致するであろう。

注15) 実際上の調査に関しては、水産庁の資料（水産庁漁業取締の現状、水産庁資源管理部管理課指導監督室）が入手可能である。「国家の管轄権に基づく海面漁業」の規制のあり方に関するFAOの「責任ある漁業のための行動規範」や国連公海漁業実施協定の条約規定の遵守確保のための締約国の執行権限と国内的現状の観点から考察可能かもしれない。